

平成30年 第8回教育委員会 会議録

日 時	平成30年6月25日（月） 午前10時～10時20分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	永野教育長、前田委員、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹、教育総務課主査
議 題	議案第9号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第10号 人事に関することについて
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第7回の会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 まず、委員会諸報告として「平成30年6月18日地震に係る状況報告について」報告願います。
事務局	— 平成30年6月18日地震に係る状況報告について — 小中学校については、資料のとおりである。 その他の施設・設備についても、調査・点検を緊急的に実施したが、ただちに教育活動に支障をきたすような被害は発生していない。 また、学校施設のブロック塀については、目視調査をしたところだが、法の解釈も含めて現在確認をしている。通学路についても改めてブロック塀の状況を中心に安全点検を行っている。これらの調査結果に加え、過日、文部科学大臣が緊急点検の方針を示されたので、今後その方針を踏まえ、学校と協議しながら必要な安全点検を実施していきたい。なお、第3向陽小学校以外の小学校に設置されている投てき板については、現在の建築基準に適合していないため撤去する方針である。 併せて、余震について、注意が必要となることから、登下校中の安全指導についても、各学校に対し、地震当日及び翌日に、再度、徹底を図った。 図書館ではエレベーターが、文化資料館では空調が作動しなかったが、翌日に復旧している。 文化財については、須田家住宅の灯籠2基が倒れたとの報告があった。

	【質疑等】
委員	通学路にある高い塀の民家に対して、教育委員会から指導することはできないのか。
事務局	通学路についても緊急的に一通り点検したところである。危険と思われる箇所については、通学路を変更する等学校と協議をしている。教育委員会は民家に対しての指導権限はないので、道路管理者と協議して対応できないか検討している。
教育長	2日間、市の職員を動員して徹底的に点検を行った。今後については、建築基準法の問題でもあるので、建築主事がいる京都府の協力を得るとともに、学校と情報共有していく。
教育長	議案第9号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	― 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について ― 本案は、教育総務課の職務の明確化及び業務の効率化を図るため、「向日市教育委員会事務局組織規則」の一部を改正し、「教育総務係」及び「施設整備係」を新設するものである。 現在、教育総務課においては、教育委員会の会議に関することや、幼稚園関係補助金のほか、庶務的な事務と、教育財産や学校施設に関することを所管しており、係制をとらず、フラット制で業務執行にあたっているが、それらの事務について、庶務的な事務と施設整備の事務にそれぞれ係を設けて執行する方が、効率化を図れるため、それぞれの係の事務分掌を定めるものである。 【質疑等】
委員	改正後の別表中「（12）その他の課に属さないこと。」とあるが、これは決まりとして書くものなのか。
事務局	事務分掌はあくまで例示であり、すべての業務を網羅できるものではない。市全体を見ても、庶務担当課には同様の文言が記載されているので。教育委員会の庶務担当課である教育総務課の教育総務係に記載している。
教育長	議案第9号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。

	(全員挙手)
教育長	議案第 9 号は承認された。
教育長	次に、議案第 10 号「人事に関することについて」を上程する。 この議案は人事に関することであるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。
	(以下秘密会)
教育長	議案第 10 号「人事に関することについて」の採決を行う。
	(全員挙手)
教育長	議案第 10 号は承認された。
	秘密会を解く。
	(以下秘密会)
教育長	閉会宣言

平成30年第8回教育委員会

平成30年6月25日（月）

午前10時から

向日市役所 大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）委員会諸報告

平成30年6月18日地震に係る状況報告について

（2）議案第9号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

（3）議案第10号 人事に関することについて

3 閉 会

平成 30 年 6 月 18 日地震に係る状況報告

平成 30 年 6 月 25 日

○小中学校

- ・登校中の児童生徒をいったんグラウンドに集合させて様子を見る。
- ・教職員が校内の安全点検を行い、特に問題がないので 8 時 30 分頃から順次教室に戻す。
- ・通常授業再開
- ・小学校 2 向小・6 向小 → 5 時限目で授業終了。その他の小学校は通常どおり
- ・中学校 → 通常どおり授業

児童生徒……けが等なし

学校施設……

- 小学校 向陽小 → 一時断水（受水槽への配管損傷）、応急復旧
- 5 向小 → 一時エアコン停止（ガス停止によるもの）、復旧

○留守家庭児童会、体育館、天文館、公民館、文化財調査事務所

- ・異常なし

○図書館

- ・エレベータ作動せず、翌日復旧

○文化資料館

- ・空調が作動せず、翌日復旧

○学校施設のブロック塀

- ・目視調査実施

○通学路

- ・安全点検実施

向日市教育委員会議案第9号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年6月25日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

〔教育部教育総務課〕

1 改正の趣旨

教育総務課に係を新設し、職務の明確化及び業務の効率化をはかるもの

2 改正の内容

教育総務課に「教育総務係」及び「施設整備係」を新設するもの

3 施行期日 平成30年7月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

向日市教育委員会事務局組織規則（昭和50年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育総務課」を「教育総務課 に改める。

教育総務係

施設整備係」

別表中

「

課名	係名	事務分掌
教育総務課		(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 総合教育会議（招集に関するものを除く。）に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定、改廃及び公布に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。 (6) 儀式、表章及び寄付受納に関すること。 (7) 職員の服務、任免その他人事に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 教育行政の相談及び広報に関すること。 (10) 幼児教育に関すること。 (11) 幼稚園関係補助金に関すること。 (12) 教育財産の管理に関すること。 (13) 学校施設の整備に関すること。 (14) 学校施設に係る維持管理に関すること。 (15) 学校施設関係の補助金に関すること。 (16) 学校施設に係る調査統計に関すること。 (17) 学校施設の目的外使用に関すること。 (18) その他他の課に属さないこと。

」を

「

課名	係名	事務分掌
教育総務課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 総合教育会議（招集に関することを除く。）に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定、改廃及び公布に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 文書の収受、発送及び整理保存に関すること。 (6) 儀式、表章及び寄付受納に関すること。 (7) 職員の服務、任免その他人事に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 教育行政の相談及び広報に関すること。 (10) 幼児教育に関すること。 (11) 幼稚園関係補助金に関すること。 (12) その他他の課に属さないこと。
	施設整備係	(1) 教育財産の管理に関すること。 (2) 学校施設の整備に関すること。 (3) 学校施設に係る維持管理に関すること。 (4) 学校施設関係の補助金に関すること。 (5) 学校施設に係る調査統計に関すること。 (6) 学校施設の目的外使用に関すること。

」に

改める。

附 則

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。

〈参 考〉

向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

改 正			現 行		
(組織) 第2条 事務局の名称を教育部とする。 2 教育部に次の課及び係を置く。 教育総務課 <u>教育総務係</u> <u>施設整備係</u> 生涯学習課 学校教育課 学校教育係 学校保健係 指導係 別表 (第3条関係)			(組織) 第2条 事務局の名称を教育部とする。 2 教育部に次の課及び係を置く。 教育総務課 _____ _____ 生涯学習課 学校教育課 学校教育係 学校保健係 指導係 別表 (第3条関係)		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
教育総務課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関すること。	教育総務課		(1) 教育委員会の会議に関すること。
		(2) 総合教育会議(招集に関することを除く。)に関すること。			(2) 総合教育会議(招集に関することを除く。)に関すること。
		(3) 教育委員会規則等の制定、改廃及び公布に関すること。			(3) 教育委員会規則等の制定、改廃及び公布に関すること。
		(4) 公印の保管に関すること。			(4) 公印の保管に関すること。
		(5) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。			(5) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
		(6) 儀式、表彰及び寄付受納に関すること。			(6) 儀式、表彰及び寄付受納に関すること。
		(7) 職員の服務、任免その他人事に関すること。			(7) 職員の服務、任免その他人事に関すること。
		(8) 関係機関との連絡調整に関すること。			(8) 関係機関との連絡調整に関すること。
		(9) 教育行政の相談及び広報に関すること。			(9) 教育行政の相談及び広報に関すること。
		(10) 幼児教育に関すること。			(10) 幼児教育に関すること。
		(11) 幼稚園関係補助金に関すること。			(11) 幼稚園関係補助金に関すること。
		(12) その他他の課に属さないこと。			(12) 教育財産の管理に関すること。
	施設整備係	(1) 教育財産の管理に関すること。			(13) 学校施設の整備に関すること。
略	略	(2) 学校施設の整備に関すること。			(14) 学校施設に係る維持管理に関すること。
		(3) 学校施設に係る維持管理に関すること。			(15) 学校施設関係の補助金に関すること。
		(4) 学校施設関係の補助金に関すること。			(16) 学校施設に係る調査統計に関すること。
		(5) 学校施設に係る調査統計に関すること。			(17) 学校施設の目的外使用に関すること。
		(6) 学校施設の目的外使用に関すること。			(18) その他他の課に属さないこと。
		略			略